

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日に當るときは、その翌日)

鳥取県告示第千五十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次とおり告示する。

昭和四十九年十一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

目 次

- △告示 土地収用法による事業の認定
- 国有財産の用途廃止（八件）
- 県道の路線の認定
- 道路の区域の決定
- 県道の路線の認定
- 道路の区域の決定
- 道路の区域の変更
- 道路の供用の開始
- 道路の区域の変更
- 道路の区域の変更
- 都市計画の変更に係る案の総覽
- 開発行為に関する工事の完了（二件）

告 示

鳥取県告示第千五十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年十一月二十九日から用

途廃止した。

昭和四十九年十一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(面 方 メ ト ル)	用 途
八頭郡若桜町大字岩屋堂字馬場一三〇番一地先	一三・〇四	水路敷	

鳥取県告示第千五十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年十一月二十九日から用途廃止した。

昭和四十九年十一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(面 方 メ ト ル)	用 途
鳥取市宮長字上坪一三番四地先から同市宮長字上坪九番三地先まで	九四・三八	道路敷	

鳥取県告示第千六十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年十一月二十九日から用途廃止した。

昭和四十九年十一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(面 方 メ ト ル)	用 途
鳥取市御熊字岡ノ谷四〇五番四地先から同市御熊字岡ノ谷四一一番一地先まで	一・五四四・八八	道路敷	

鳥取県告示第千六十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年十一月二十九日から用途廃止した。

昭和四十九年十一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(面 方 メ ト ル)	用 途
岩美郡国府町大字柄本字下モ田四七〇番八地先	二四・五一	道路敷	

鳥取県告示第千六十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年十一月二十九日から用途廃止した。

昭和四十九年十一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(面 方 メ ト ル)	用 途
鳥取市御熊字岡ノ谷四〇五番四地先から同市御熊字岡ノ谷四一一番一地先まで	一・五四四・八八	道路敷	

鳥取県告示第十六十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年十一月二十九日から用途廃止した。

昭和四十九年十一月二十九日

鳥取県知事 平

林 鴻 三

場	所	(面積)	用途
鳥取市大代字下嶋岬裏三三八番二地先	一〇四・七五	道路敷	

鳥取県告示第十六十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年十一月二十九日から用途廃止した。

昭和四十九年十一月二十九日

鳥取県知事 平

林 鴻 三

場	所	(面積)	用途
日野郡江府町大字俣野字上野ヶ市八四番地先	一六・五八	道路敷	
日野郡江府町大字俣野字八反原九番地先から同町大字俣野字八反原九番地先まで	一一〇・四八	道路敷	
日野郡江府町大字俣野字曲り渕四八番地先から同町大字俣野字曲り渕三地先まで	二三五・四四	道路敷	

途廃止した。

昭和四十九年十一月二十九日

鳥取県知事 平

林 鴻 三

場	所	(面積)	用途
米子市車尾字橋中江二二七七番三地先	五七・九三	道路敷	

鳥取県告示第十六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年十一月二十九日

鳥取県知事 平

林 鴻 三

番整理号	路線名	終点	点	重要な経過地
227	八坂鳥取停車場線	鳥取市八坂		鳥取市東品治町

鳥取県告示第十六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年十一月二十九日から用

その関係図面は、昭和四十九年十一月二十九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年十一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十九年十一月二十九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年十一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

種道路類	路線名	区間	敷地の幅員	延長
県道	八坂鳥取停車場線	鳥取市八坂字玉津河原六番地五番の先から同市東五番の先まで	四〇・二四・〇	六、〇三六

鳥取県告示第千六十八号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年十一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千七十九号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年十一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

種道路類	路線名	区間	敷地の幅員	延長
県道	鳥取郡家線	鳥取市正蓮寺字前田一三七番地五九三番の先から大字郡家茅林郡一大字八頭町	〇・六一一・五	一一、六六一

鳥取県告示第千七十九号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年十一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

番整理号	路線名	終点	起点	重要な経過地
228	鳥取郡家線	鳥取市	八頭郡家町	

鳥取県告示第千六十九号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、

番整理号	路線名	終点	起点	重要な経過地
241	妙徳寺鹿野線	鳥取市妙徳寺	氣高郡鹿野町大字末用	

鳥取県告示第千七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十九年十一月二十九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年十一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

県道 種類	路線名	区間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
妙徳寺鹿野線	鳥取市妙徳寺字坂ノ前五番町 大字中島島高郡鹿野町 の先まで	四〇・三六・〇	六、八四四	

鳥取県告示第千七十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十九年十一月二十九日から二週間鳥取県土木部

道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年十一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一般国道 種類	路線名	区間	供用開始の期日
百七十八号	岩美郡岩美町大字小羽尾字浜頭 砂浜六九〇番の同一同町小字浦富字浜頭 の先まで		昭和四十九年 十一月二十九日

鳥取県告示第千七十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十九年十一月二十九日から二週間鳥取県土木部

道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年十一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一般 国道 種類	大羽尾 小羽尾線 変更後	変更前	変更後	変更前	区間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
百七十八号	岩美郡岩美町大字小羽尾字西 の奥二四四番の先から同町大字浦頭 の先まで	富字上町北側一八九三番の二 の先まで	岩美郡岩美町大字小羽尾字浜 の先まで	富字上町北側一八九三番の二 の先まで	二、八六六 二、八六六	八・〇 八・〇	二、九一六 二、九一六

鳥取県告示第千七十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十九年十一月二十九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年十一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

種道路類	路線名	区間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
県道	福本打吹停車場線	後別前		
木地山倉吉線	変更前	変更前	三・一	八・九
変更後	六七二番の先から同市字西町二	倉吉市字鍛治町一丁目二七七	五・三	四八一
	六七二番の先まで	八番の一の先から同市字西町二	八・九〇・七	
	六七二番の先まで	倉吉市仲之町字長谷坂七六一	五・三一	
	六七二番の先まで	倉吉市仲之町字長谷坂七六一	八九	

鳥取県告示第千七十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十九年十一月二十九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年十一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

種道路類	路線名	区間	供用開始の期日
県道	福本打吹停車場線	倉吉市字鍛治町一丁目二七七 番の二の先から同市仲之町字長谷坂七六一 番の二の先まで	昭和四十九年 十一月二十九日

鳥取県告示第千七十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示す

変更後
二二七番の先から同町大字下原
字高下二一五番の二の先まで

二・五
二、九九七

鳥取県告示第千七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、羽合都市計画道路を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和四十九年十一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

羽合町大字長瀬字文助開、字又四郎開、字下浜、字御建山下、字六

ノ中浜、字五ノ中浜、字三ノ中浜、字下村後、字高浜、字浜根荒神、

字二ノ浜根荒神、字下片戸、字流田、字尾成、字柳、字鉢手、字助定、

字北和乱田、字南和乱田、字高男、字大田、字御丸、字弥助田、字綾

ヶ坪、字椎田、字足田、字灘波及び字三ツ実、大字田後字鴨田、字高

坪及び字二ノ狐塚、大字南谷字大上及び字外限並びに大字上浅津字黒

田、字京丸、字井料田、字隈黒田、字穴以後、字古屋敷及び字湯神

変更する部分

羽合町大字宇野字水谷及び字石脇、大字長瀬字二ノ御建山下、大字

久留字樋口下、字横道、字二ノ光吉後及び字光吉後、大字田後字手次、

字狐塚、字二ノ大河下、字大河下、字中ノ樹及び字二ノ内河原、大字

光吉字屋敷、字二ノ屋敷、字廻、字茅見堂、字前、字二ノ前、字隈ヶ

坪、字鳴滝、字六田ヶ坪、字長ヶ坪、字鍵田、字浅津及び字南津、大

字南谷字中澤、字東澤、字大外、字二ノ琴引及び字琴引並びに大字上

浅津字堂ノ本、字二ノ兩龍土、字宮ノ本及び字二ノ浜田

削除する部分

羽合町大字田後字二ノ長砂、字森及び字二ノ森並びに大字南谷字黑

二 都市計画の案の縦覧場所

東伯郡羽合町久留九八ノ四番地 羽合町役場

三 縦覧期間

昭和四十九年十一月三十日から昭和四十九年十二月十三日まで

二

鳥取県告示第千七十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十九年七月十七日 鳥取県指令受都計第一百五十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市安長及び徳吉

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市西町一丁目二〇一番地

財團法人 鳥取開発公社

理事長 金田裕夫

鳥取県告示第七十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十九年三月五日 鳥取県指令受都計第九百十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市東福原字北原ノ四

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市富安二丁目六九番地

ミサワホーム鳥取株式会社

代表取締役 益田則雄